

ダイオキシン類簡易測定法告示 環境省



平成16年12月のダイオキシン類対策特別措置法施行規則改正内容に、廃棄物焼却炉の排出ガス、ばいじん、燃え殻に含まれるダイオキシン類測定法への生物検定法による簡易測定法導入が規定されたことを受け、環境省はこの簡易測定法の具体的な方法を定めた告示を17年9月14日付けで公布、施行しました。

これまでのダイオキシン類公定法は、分析に多くの時間や費用がかかり、汚染箇所推定目的の事前調査、施設の日常運転管理のための自主測定など、厳密性が重要でない分野には不向きでした。その為、これらの分野では迅速で低コストな簡易測定方法の開発・導入が課題となっていました。

今回の告示は生物検定法による簡易測定法として、(1)ダイオキシン類がアリール炭化水素受容体に結合することを利用した方法3種、(2)ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法1種を指定しました。

1時間あたりの焼却能力2,000キログラム未満の廃棄物焼却炉でのばいじん測定などに利用することができます。

なお環境省では今回の告示にあわせて、4種の測定法の詳細な測定手順を示した「ダイオキシン類に係る生物検定法マニュアル」を作成し、都道府県に配布するとともに、同省ホームページからの提供を開始しました。

当社では、ダイオキシン類の分析業務を行っております。簡易測定法につきましても、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料:2005年9月1日付 EICネット

総務箇所 横山美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

